



りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 11 月 22 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【バンコック駐在員事務所】

「タイの外為規制緩和措置について」

10月12日にタイ中央銀行は外為規制の緩和措置を実施しました。

パーツ高が進行し、10月6日には13年振りとなる1ドル=29パーツ台に達しました。パーツ相場の上昇テンポを遅らせるべく、タイ国内からの資本流出を促進させることが狙いの一つとされています。

【外為規制緩和の主な内容】

従前	規制緩和後
1. 非上場企業による海外グループ会社への投資・貸付限度額についてそれぞれ(A)親会社→子会社へ年間1億米ドル相当、(B)関係会社へ年間1億ドル相当まで認められる。((A)と(B)の限度額は別々に管理される) ※上場会社が行う投資は無制限。貸付については上記と同じとなる。	企業による海外グループ会社への貸付の金額制限を撤廃。(上場企業・非上場企業共に制限がない)
2. 企業による海外の非グループ企業への貸出は中央銀行の許可が必要。	企業による海外の非グループ企業への貸出は年間5,000万米ドル相当まで認める。
3. 個人または法人による海外不動産投資の上限額は年間500万米ドル相当まで。	個人または法人による海外不動産投資の上限額は年間1,000万米ドル相当。
4. パーツを両替して得た外貨で、支払い義務がなくても、タイ国内商業銀行の外貨預金に預入できる上限額は個人10万米ドル相当、法人30万米ドル相当。	パーツを両替して得た外貨で、支払い義務がなくても、タイ国内商業銀行の外貨預金に預入できる上限額は個人・法人共に50万米ドル相当。
5. 輸出代金として得た外貨で、国内に持ち込む必要のない金額の上限額は2万米ドル相当。	輸出代金として得た外貨で、国内に持ち込む必要のない金額の上限額は5万米ドル相当。
6. 外貨建てで輸入代金を決済する場合、外国の口座または自社・グループ会社の外貨預金口座への送金に限る。	外貨建てで輸入代金を決済する場合、外貨預金口座から、相手先のタイ国内の口座に送金することを認める。
7. 中央銀行に報告を義務付けられる外国為替取引は2万米ドル相当以上。	中央銀行に報告を義務付けられる外国為替取引は5万米ドル相当以上。

【出所:タイ中央銀行のHP他】

照会先：法人ソリューション営業部 国際業務室

(東京) 電話 03 - 6704 - 2723
(大阪) 電話 06 - 6268 -6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載